

定 款

(2022年6月改定)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は東邦ホールディングス株式会社と称し、英文ではTOHO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む国内外の会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。
 - (1) 医薬品、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、毒物、劇物、試薬、工業薬品、高圧ガス、化成品、農薬、衛生材料、衛生雑貨、食品、保健関連食品、食品添加物、乳製品、酒精含有飲料、飼料、飼料添加物、肥料、ペット用品、ペットフード、その他の化学製品の製造・販売ならびに輸出入
 - (2) 日用品雑貨、事務機器、家庭用電気器具、保健関連繊維品、書籍、雑誌、宝石、貴石の販売
 - (3) 医療機器、動物用医療機器、計量器、保健関連器具、理化学機器、介護用品等の製造・販売および輸出入ならびに貸与および保守管理
 - (4) 医薬品、医療材料、検査薬、リネン、滅菌物、医療機器等に関する物品供給管理業務の受託
 - (5) 市販後安全管理業務の受託
 - (6) 建築ならびに内装仕上工事の設計、施工、監理およびこれらの請負業
 - (7) 自動車の販売、整備および賃貸
 - (8) 薬局の経営
 - (9) 薬局、医療機関等に対するコンサルタント業務
 - (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介・斡旋、鑑定評価および管理業務
 - (11) 労働者の派遣事業
 - (12) 医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、医療技術者の紹介および斡旋
 - (13) コンピューターおよびこれに関する電子機器ならびにソフトウェアの開発、販売、輸出入、賃貸および保守管理
 - (14) 臨床試験、理化学試験、衛生試験の受託ならびに仲介
 - (15) 高齢者および身体障害者の入浴、食事その他の日常生活における介護サービス
 - (16) 高齢者および身体障害者の居宅介護支援事業
 - (17) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (18) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業
 - (19) 情報処理・提供に関する事業
 - (20) 広告、印刷、出版、放送、宣伝に関する事業
 - (21) セミナー、講演会の開催等の教育・研修事業
 - (22) 中古品の買受および販売
 - (23) 前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は前項各号の事業を営むことができる。
3. グループ会社に対する経営コンサルティング業
4. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 億 9 千 2 百万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 11 条 ① 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 当該取締役に事故があるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 ① 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 ① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 ① 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は30名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選

任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 ① 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 ① 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、業務を執行する。
- ② 取締役会は、その決議によって役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 23 条 ① 取締役会の招集は取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときには取締役会の定める順序により他の取締役が行う。取締役会の招集通知は会日より 3 日前までに、各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

- 第 24 条 取締役会の議長は、取締役会であらかじめ定めた取締役が行い、当該取締役に事故があるときには、取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 25 条 ① 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区

別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 ① 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役および顧問)

第 31 条 当社は必要に応じ取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を委嘱することができる。

(執行役員)

第 32 条 当社は取締役会の決議により、執行役員を相当数選任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第 34 条 ① 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 ① 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社が剰余金の配当を行う場合の基準日は、以下のとおりとする。

1. 期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 号のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。なお、未払配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第 68 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- ① 変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則（電子提供措置等に関する経過措置）は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本定款は原本と相違ありません。

年 月 日

東邦ホールディングス株式会社
代表取締役 有働 敦